

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター安全委員会規程

(設置)

第1条 公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター(以下「センター」という。)に、会員の就業に係る安全衛生及び災害防止の管理について、安全対策の推進を図るため、安全委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、定款第21条に規定する役員15人以内をもって構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、役員の任期による。

(委員長)

第4条 委員長及び副委員長は、委員会において委員の互選とする。

2 委員長は委員会の事務を統括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所管事項)

第5条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 会員の安全就業に関すること。
- (2) 会員の災害防止に関すること。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、センター事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか。必要な事項については会長が決定する。

附則

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。